

農耕用作業車など  
所有・購入の皆さん

# ナンバープレートの交付申請は お済ですか？



○公道走行の有無に関わらず『所有していること』で標識（ナンバープレート）の交付申請が必要となります。

（乗用装置のある）農業用のトラクターや田植え機、コンバイン、農業用薬剤散布車などが対象です。

新しく車両取得または現在所有しているが、まだ申告していない場合は、税制課（市庁舎3階）で申請し、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※ 交付手数料はかかりません。

## 対象になる車両

農耕用トラクター、田植え機、農業用薬剤散布車、コンバインなどで乗用設備があり、最高速度が35km/毎時未満のもの  
（大きさや総排気量の制限はありません）

## 交付の際の申告で 必要となるもの

- ①所有者、使用者の委任状
- ②届出者の身分証明書
- ③販売証明書または譲渡証明書
- ④車名（メーカー名）、車台番号、排気量が明記してあるもの

## ナンバープレート交付 申告の手続きは

岐阜市役所税務課（市庁舎3階）窓口で申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

※本チラシ裏面の「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」をご利用ください。

申告後、軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

※軽自動車税額： 2,400円/年

【お問い合わせ先】

岐阜市財政部税制課諸税係

〒500-8701 司町40番地1

TEL : 058-265-3908

